

2026年
(令和8年)

春の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期間

2026年 4月 6日(月) から 4月 15日(水) までの 10日間

※ 市内一斉啓発日は 4月10日(金)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童をはじめ、学生や社会人等による不慣れな交通環境での交通事故の発生が懸念されます。

また、気候もよく過ごしやすい季節となり、行楽などで外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の危険性が高まります。

そこで、春の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。



運動の重点

- 1 通学路・生活道路における子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

2026年 広報重点

- ◆歩行者へ
どこ見てる？ 歩きスマホで 命とり
- ◆運転者へ
気の緩み 慣れた道には 落とし穴
- ◆自転車利用者へ
自転車の ルール違反は 青キップ

年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール



サブスローガン

実践しよう
交通安全
エス
スリーS運動

Stop (ストップ)

赤信号は確実にストップ
一時停止場所では自転車もストップ、飲酒運転をストップ

Slow (スロー)

子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすスローな運転
見通しが悪い交差点では徐行運転

Smart(スマート)

全ての人に対して思いやりをもったスマートな運転
運転中はスマートフォンを絶対使用しないスマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 通学路・生活道路における こどもをはじめとする歩行者の安全確保

- 1 令和8年9月1日から生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発を推進する。
- 2 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、生活道路の交通安全対策を推進する。
- 3 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動を推進する。
- 4 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや、歩きスマホの危険性を周知する。
- 5 反射材用品等の視認効果や使用方法の周知と、自発的な着用を促す取組を推進する。

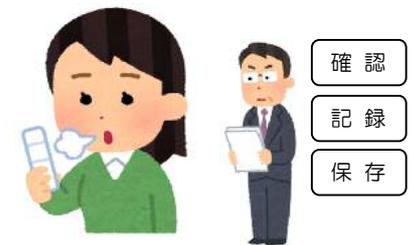
9月から生活道路における法定速度が引き下げられます



■重点2 「ながらスマホ」の根絶や 歩行者優先等の安全運転意識の向上

- 1 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発を推進する。
- 2 横断歩道に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道における歩行者等優先義務の遵守を促す取組を推進する。
- 3 運転者に対するアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。
- 4 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する運転免許証の自主返納制度の広報啓発を推進する。

安全運転管理者等による「アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認」が義務化されています



■重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 1 令和8年4月1日から、満16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度(青切符)が導入されることをふまえ、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 2 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 3 自転車事故当事者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。
- 4 自転車の酒気帯び運転に関する罰則について広報啓発を推進する。
- 5 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。

自転車の違反行為に「青切符」!
(令和8年4月1日から適用)

① 対象者	16歳以上の自転車利用者
② 主な違反に対する反則金について	
スマホながら運転	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
一時不停止	5,000円
傘差し運転	5,000円
イヤホン使用運転	5,000円
無灯火運転	5,000円
二人乗り・並進	3,000円

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 ながらスマホの危険性について周知しあう。

運転者がスマホに気を取られていると…

時速60kmで走行した場合、2秒間で約33.3mも進みます



運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴「交通事故に遭わないために～守ってますか？交通ルール～」の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の保全

通行の妨げになっている道路にはみ出した民地の樹木等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。



今後の交通安全運動期間一覧

- 夏の交通安全市民運動（県内一斉）
7月11日（土）～7月20日（月） ※ 駅前キャンペーン日 7月16日（木）
- 秋の交通安全市民運動（全国一斉）
9月21日（月）～9月30日（水） ※ 駅前キャンペーン日 9月25日（金）
- 年末の交通安全市民運動（県内一斉）
12月1日（火）～12月10日（木） ※ 駅前キャンペーン日 12月2日（水）

トピックス

自転車用ヘルメットの
購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】
市民協働課（本庁舎6階）
0586-28-8671



対象者

一宮市在住で、2021(R3)～2025(R7)年度に同補助金の交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で2026年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット
※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円）
※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

2027年3月31日(水)まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

①申請書(販売業者記入欄の記載あるもの) ②領収書の写し
③請求書(通帳の写しなど口座が分かる書類を提示又は添付)